

第2章 各論

第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

1 基本的な考え方

感染症の発生予防のための対策において、県は、事前対応型行政の構築を中心に具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価することが重要であり、特に、感染症発生動向調査を実施することは、最も基本的な事項である。

また、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら、食品衛生対策や環境衛生対策を講じるとともに、予防接種を推進する必要がある。

さらに、患者発生後の対応においては、第2に定めるところにより適切に措置を講じる必要がある。

2 感染症発生動向調査

(1) 目的

感染症の発生状況及び動向に関する情報を収集・分析し、県民や医療関係者へ定期的に公表することにより、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るとともに、流行している感染症の病原体の検出状況とその動向を把握し、適切な感染症対策を立案することを目的に行う。

(2) 指定届出機関

県は、感染症法第14条第1項の規定に基づき、発生の状況を届け出る医療機関（以下「指定届出機関」という。）を指定し、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握する体制を整備する。

指定届出機関は、全国一律の基準及び体系により情報の精度を保ち、適切に届出を行う。

(3) 指定提出機関

県は、感染症法第14条の2第1項の規定に基づき、検体等を提出する機関（以下「指定提出機関」という。）を指定し、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握する体制を整備する。

指定提出機関は、検体等を定期的に提出し、検体等の提出を受けた衛生研究所は、速やかに検査を実施する。

(4) 実施体制

県は、感染症法第12条及び第14条第2項に規定する届出について、感染症サーベイランスシステムへの入力（電磁的方法）により行うことを基本とし、医師会等の医療関係団体を通じて現場の医師等に対し、感染症発生動向調査の重要性や届出の義務、届出の方法等について周知を行うなど、「栃木県結核・感染症サー

ベイランス委員会」を活用し、迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策を検討する。

医師や指定届出機関の管理者は、感染症法第12条及び第14条第2項の規定に基づき適切に保健所へ届出するものとし、保健所は、必要に応じて検体等の提出を求める。

感染症情報センターは、感染症サーベイランスシステムを中心に、県内外の情報を収集・分析するとともに、その結果を保健所、市町、医師会等の医療関係団体及び県民に定期的に情報提供を行う。

なお、感染症に関する情報を公表するに当たり、県は、必要な情報を迅速かつ適確に提供し、国及び宇都宮市との連携の下、各種媒体を活用し、県民、医療関係者等それぞれの立場に応じた効果的な内容とするよう努める。

3 食品衛生部門との連携

飲食に起因する食品媒介感染症は、大規模な健康被害に発展する可能性があることから、その予防は特に重要であり、対策に当たっては、食品衛生部門と感染症対策部門の緊密な連携が必要である。

食品衛生部門は、食品等事業者に対するHACCP⁴に沿った衛生管理の普及啓発や監視指導、食品検査について、感染症対策部門は、患者発生時の二次感染によるまん延防止対策や基本的な感染対策の徹底等の情報提供について、平時から対策を行うよう努める。

4 環境衛生部門との連携

給水装置及び公衆浴場等の施設に起因する感染症、鼠族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）を介した感染症の発生予防については、環境衛生部門と感染症対策部門の効果的な役割分担と連携が必要である。

(1) 施設の衛生管理に起因する感染症の発生予防

施設の衛生管理に起因する感染症については、平時からの衛生管理が重要であるため、環境衛生部門が主体となって、施設に対する監視指導及び普及啓発を行い、その発生予防に努めるものとし、感染症発生時には、環境衛生部門と感染症対策部門とが連携して、まん延防止対策を講じる。

(2) 感染症媒介昆虫等を介した感染症の発生予防

感染症媒介昆虫等を介した感染症については、環境衛生部門と施設管理者が連携して、その発生予防に努める。

家庭の住環境における感染症媒介昆虫等の対策については、環境衛生部門が主体となって発生予防・駆除の方法等についての正しい知識の普及を行う。

なお、感染症媒介昆虫等による感染症の発生及びまん延が確認された場合、県及び宇都宮市は、市町と連携するなど、まん延防止のための対策を講じる。

4 Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。原料の入荷から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。令和元(2019)年6月から、すべての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が義務化されている。

5 予防接種

予防接種は、感染症の発症や重症化を予防し、流行を抑制することを目的として、積極的に推進することが重要である。

そのため、県及び市町は、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及びそれを防止するための注意事項等、正しい知識の普及を進め、予防接種に対する住民の理解の醸成を図る。

(1) 市町の役割

市町は、予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づく定期の予防接種の実施主体として、地域の医師会等の医療関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施を図り、住民への情報提供に努める。

(2) 県の役割

県は、国及び市町との連絡調整を図り、ワクチンの円滑な供給の確保、市町における健康被害の救済の支援等に取り組むとともに、市町と連携し、予防接種に係る情報提供に努める。

また、地域の医療機関で対応が困難な予防接種要注意者や、感染症を予防する上で特に必要と認める者への予防接種を実施する栃木県予防接種センターを設置し、市町の実施体制を補完するとともに、医師会及び市町と連携し、定期予防接種の相互乗り入れ事業の円滑な実施を図る。

6 検疫感染症⁵等への対応

グローバル化の進展により、国内への病原体の侵入の危険性が高まるなど、今日、海外との往来等に伴う感染症対策はさらに重要性を増している。

そのため、県は、海外における検疫感染症等の発生状況に関する情報を収集するとともに、県民に対し、海外への渡航時における感染対策や予防接種に関する必要な情報提供等を行う。

7 関係各機関及び関係団体との連携

県は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるため、平時から、連携協議会等を通じて、医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制や保健所間の連携体制を構築するとともに、複数の都道府県にわたる広範な地域で感染症が発生した場合に備えて、他県等との協力体制の構築に努める。

また、検疫により確認した患者等への対応に備え、平時から検疫所等の関係機関と連携する。

5 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する感染症で、感染症法に規定する一類感染症や新型インフルエンザ等感染症のほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして検疫法施行令で定めるもの。

第2 感染症のまん延防止のための施策

1 基本的な考え方

感染症のまん延防止のための施策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応及び患者等の人権の尊重の両面を重視するとともに、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、感染症に対する県民一人一人の自発的な予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進することを基本とする。

なお、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、県は、感染症法第16条の規定に基づき当該情報に対する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町に対し、必要な協力を求めることができ、当該協力のために必要があると認めるときは、協力を求めた市町に対し、個人情報保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を提供することができる。

また、県は、事前対応型行政を進める観点から、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制を確認しておく必要がある。

特に、高齢者施設等において感染症が集団発生した場合には、感染拡大を早期に抑えるとともに、迅速かつ適確な医療の提供により重症化を防ぐ必要があることから、県は、当該施設等に対する感染対策や診療・療養継続への支援体制の構築を図る。

高齢者施設等の開設者及び管理者においては、感染症のまん延を防止するため、消毒用アルコールや個人防護具等の必要な物資を平時から備蓄しておくことが重要である。

さらに、新興感染症の発生及びまん延時においても、医療や介護サービスなど必要な事業を継続することができるよう、医療機関や高齢者施設等を含めた事業者において、必要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針や体制等を示した事業継続計画（BCP）を平時から検討・作成することが重要である。

2 積極的疫学調査

積極的疫学調査は、感染症の流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明のために重要なものであり、知事及び保健所設置市の長の権限として感染症法第15条に規定されたものである。

実施に当たっては、保健所の感染症対策部門や食品衛生部門、環境衛生部門が相互に連携するとともに、必要に応じ衛生研究所とも連携しながら、迅速に調査を進めていく。

(1) 調査の対象

医師の診断による感染症法第12条に規定する届出があった場合、保健所長が感

染症の発生を予防し、動向及び原因を明らかにする必要があると認めるときは、患者又はその接触者に対して、積極的疫学調査を行う。

保健所は、積極的疫学調査について、対象者にその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めるとともに、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象になることを、人権に配慮しながらあらかじめ丁寧に説明する。

(2) 検体の採取

積極的疫学調査の結果、保健所長が必要と認めるときは、感染症法第15条第3項の規定に基づき関係機関から検体等の提出を求める。

なお、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しては感染症法第16条の3、また、新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対しては、感染症法第44条の11の規定に基づき、書面による勧告又は措置により検体採取を行うことができる。

(3) 情報の管理

県は、新たな感染の予防や二次感染による感染症のまん延防止を目的として、必要に応じて感染症に関する情報の一元的な管理を行う。

3 健康診断、就業制限及び入院

対人措置（感染症法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）を講じるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報や当該措置の必要性を対象となる患者等に丁寧に説明し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とする。

なお、人権の尊重の観点から、対人措置は必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び感染症法第20条第6項の規定に基づく患者又はその保護者に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

(1) 健康診断

健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とし、県は、感染症法の規定に基づく健康診断の勧告等以外にも、感染症に関する情報の公表を適確に行うことにより、県民の自発的な健康診断の受診を勧奨する。

(2) 就業制限

対象者の自覚に基づく自発的な休暇又は就業制限の対象業務以外への一時的な従事等により対応することを基本とし、保健所長は、対象者その他の関係者に対し、就業制限等に関する周知等を行う。

(3) 入院

入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とする。保健所長が入院の勧告等を行うに際して

は、患者等に対して入院を要する理由、退院請求、審査請求に関する事等、入院勧告の通知に記載する事項を含め、口頭による十分な説明を行い、患者等の理解を得ることに努める。

また、入院の勧告等により入院した患者等が感染症法第22条第3項に規定する退院請求を行った場合には、保健所長は、当該者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

さらに、入院後も、患者等が感染症法第24条の2に規定する苦情の申出を行った場合には、保健所長は、十分な説明を行うとともに、必要に応じてカウンセリング（相談）を行い、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療関係者に要請する等、必要に応じ連携しながら対応する。

4 感染症診査協議会

「栃木県感染症診査協議会条例」及び「宇都宮市保健所条例」に基づき設置される感染症診査協議会は、感染症のまん延防止の観点から、患者の入院の必要性等について、学問的、専門的及び法律的観点（人権の尊重の確保と適法性の担保等）から審議を行うものとする。

入院の勧告等を実施する場合、保健所長は、感染症診査協議会を開催し、患者に対する治療及び病状並びに就業制限や入院の勧告等の妥当性について、意見を聞く。

なお、県及び保健所は、感染症診査協議会の委員について、その目的を十分達成することができるよう感染症法第24条の規定に基づき人選する。

5 指定感染症及び新感染症への対応

指定感染症及び新感染症の発生や疑われる症例について医療機関等から連絡を受けた場合、県及び宇都宮市は速やかにその情報を収集し国に報告するとともに、国からの技術的な指導や助言を受けながら、感染症指定医療機関への入院勧告・措置を実施するなど、関係機関等と連携して対応する。

また、連携協議会等を活用し、関係各機関や関係団体等と情報を共有するとともに、必要となる医療提供体制等を確認するなど、感染症のまん延防止に向けて必要とされる対応を迅速かつ適確に実施する。

6 検疫所との連携

県は、県民が検疫所にて感染症の病原体の保有が明らかになった場合には、検疫所から速やかに情報を得ることができるよう、関係機関との連携体制の構築に取り組む。

7 関係各機関及び関係団体との連携

県は、感染症のまん延防止のために、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合にも対応できるよう、国と県、地方公共団体相互間の連携及び行政機関と医師会等の医療関係団体や高齢者施設等関係団体等並びに関係部局の連携体制の構築に取り組む。

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

1 基本的な考え方

患者等への差別や偏見の排除の観点から、県及び市町は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及を行い、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することとし、県民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するよう努めることが重要である。

また、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たり、県は、人権を尊重するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮する必要がある。

2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する方策

県及び市町は、感染症に関する啓発及び正しい知識の普及のため、リーフレット等の作成に加え、ホームページやSNS、マスコミ等あらゆる媒体を活用し、年代に応じた効果的な発信方法を検討の上、平時から積極的な情報発信を行う。

特に、新興感染症の発生及びまん延時においては、県民に対し、最新の知見に基づいた情報を提供するとともに、必要な情報（感染防止対策、相談窓口及び受診可能な医療機関等）について迅速かつ適確に周知を行う。

また、県は、相談機能等の住民に身近なサービスの充実を図り、保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等のリスクコミュニケーションをより効果的に行うよう努める。

3 個人情報の保護等に関する方策

県は、患者情報の流出防止のため、医療機関等に対し、情報の取扱いに当たり十分に配慮するよう周知徹底を図るとともに、報道機関に対し、平時から適確な情報提供に努めるよう依頼する。

また、感染症に対し、誤った情報や不適切な情報が報道された場合は、速やかにその訂正がなされるよう、県は、報道機関との連携を平時から密接に行う等の体制を整備する。

4 関係各機関及び関係団体との連携

県は、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重の目的を達成するため、連携協議会等を活用し、国、市町、他県等及び医師会等の医療関係団体等との密接な連携を図る。

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供

県及び宇都宮市は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の発生が疑われるなど、緊急に対応が必要と認められる場合、国と緊密な連携の下、検体の搬送や検査の実施等について適切に対応する。

また、患者対応として、関係機関との連携により感染症指定医療機関への移送に努め、積極的疫学調査等により接触者への健康調査を実施し、まん延防止に必要な対策を講じるなど、患者の病状や患者数、まん延の状況等を確認の上、国や関係市町及び関係機関と情報共有を図り、健康被害を最小限にとどめるよう努める。

なお、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、国に対し、職員や専門家の派遣を要請する。

2 緊急時における国との連絡体制

県及び宇都宮市は、感染症法第12条第2項及び第3項に規定する国への報告等を確実にを行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図ることを重視し、マニュアル等により連携方法を決めておくなど、事前対応型行政の構築に取り組むことに加え、当該地域における患者の発生状況（感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者の情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供する。

また、検疫所において一類感染症の患者等が発見され、県に情報提供があった場合には、国及び関係する地方公共団体と連携し、同行者の追跡調査等必要な措置を円滑に講じるよう努める。

3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

県は、関係する地方公共団体と平時から緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて相互に応援職員、専門家の派遣等が行える体制の構築を目指すとともに、複数の都道府県に感染症が発生した場合には、関係都道府県による対策連絡協議会（仮称）の設置及び運営に積極的に参加する等の広域的な対処に努める。

また、県及び宇都宮市は、医師等からの感染症発生時の届出に基づき、複数の市町にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、関係市町と情報を共有するとともに、統一的な対応方針を提示する。

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

県は、病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を適切に提供することが重要である。

そのため、県は、平時から感染対策等に係る講習会や研修を実施するとともに、実施した内容を動画による啓発資材として活用するなど、最新の情報を速やかに提供するよう努める。

保健所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、平時から高齢者施設等に対し感染対策等に関する調査及び助言等を行う。

高齢者施設等の開設者及び管理者は、提供された情報や感染対策等に関する助言等を踏まえ、平時から施設内における感染症発生時に備えた対応方針等を策定して職員等へ周知し、基本的な感染対策を徹底させるなど、必要な措置を講じるとともに、施設内の患者及び職員等の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるよう努める。

医療機関は、院内感染対策委員会を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、院内感染が発生した際の対応も含め、実際に取った措置等に関する情報について、県や関係施設等に提供することにより、その共有化を図るよう努める。

2 災害発生時の感染症対策

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境の悪化や復興の長期化に伴う病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件の中で行われるものであるため、特に迅速かつ適確に保健指導や予防措置を講じることが重要であることから、県は、平時から、保健所を拠点とし、市町と有効な連携を図り、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施するとともに、市町が運営する避難所における感染防止対策について必要な助言を行う。

また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、避難を要する災害が予見される場合や発生した場合には、避難対象区域における患者情報を関係市町と迅速かつ適確に共有することが重要であることから、県は、ICT⁶を積極的に活用するなど、必要な範囲で市町に対し患者情報を提供する。

3 動物由来感染症対策

県は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うことができるよう獣医師に対し、感染症法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知する。

また、動物由来感染症の予防及びまん延防止について、ワンヘルス・アプローチ⁷に基づき、医師会、獣医師会等と連携を図り、県民に対し、動物由来感染症の予防に関する適切な情報提供に努める。

6 Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のことで、コンピュータの技術論だけでなく、ネットワークを有効に活用した利用論を含めた定義に用いられる。

7 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

さらに、衛生研究所、県動物愛護指導センター等関係機関は、動物の病原体保有状況調査等により広く情報を収集することが重要であることから、連携を図りながら情報収集に努めるものとする。

4 外国人に対する適用

県は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に感染症法が適用されることから、感染症対策を多言語で説明したパンフレットの作成やSNSを活用した多言語による情報発信など、平時から適確に情報を提供する。

特に、新興感染症の発生の際には、（公財）栃木県国際交流協会や市町、市町国際交流協会等と連携の上、健康相談等に対応できる体制を整備するなど、地域住民全てに有効な対策がとれるよう努める。